

「葛川森林キャンプ村」に代わる 民間事業者による 新たなキャンプ場運営等について

(議案『財産の無償譲渡について』説明資料)

令和5年6月
産業観光部 農林水産課

財産の無償譲渡について (1) 議案

○「葛川森林キャンプ村」に代わって、民間事業者による新たなキャンプ場の整備及び運営等を開始するために

地方自治法第96条第6号に基づいて、既存建物及び工作物の無償譲渡について議会の議決をいただく必要がある。

①令和5年2月通常会議において議決済

バンガロー5棟、シャワー棟、雨天用食事場5棟、物置、東屋2棟、倉庫、テント台22基

②国(総務省)の財産処分手続が完了した

管理棟・便所棟・炊事場A・B、洗い場及びテント台2基

財産の無償譲渡について (2) 対象建物等

【管理棟】



【便所棟】



【炊事場A】



【炊事場B】



【洗い場】



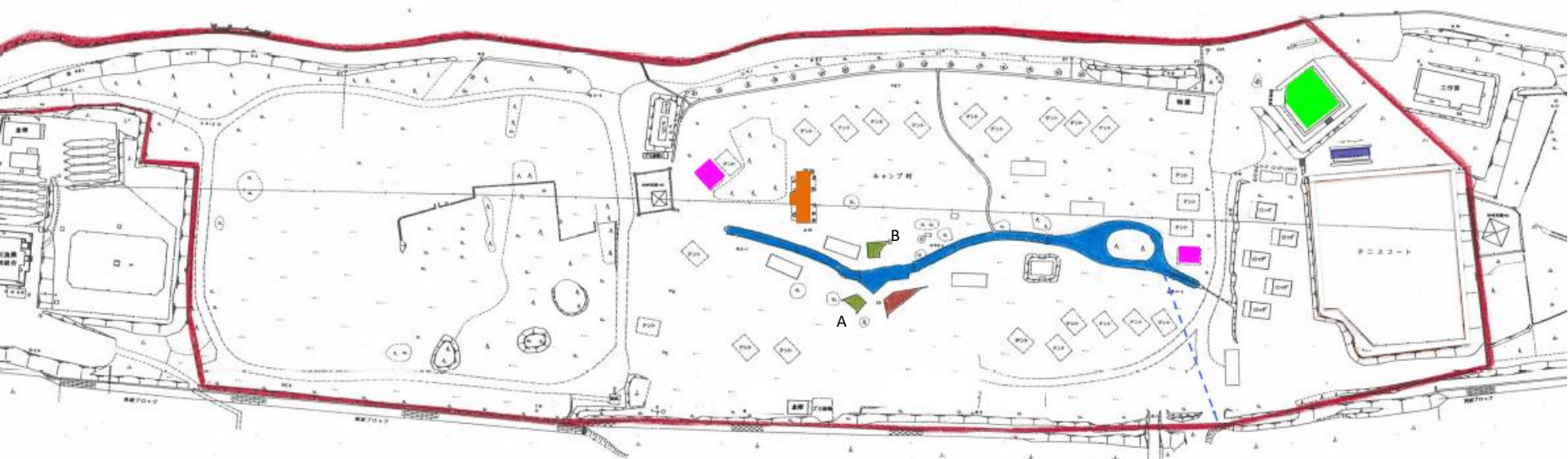
【テント台】



財産の無償譲渡について (3) 配置図

森林キャンプ村平面図

凡例				
■ 管理棟	■ 炊事場A、B	■ テント台 2基	■ 便所棟	■ 洗い場



安曇川 →

【参考1】経緯

(令和4年7月29日 生活産業常任委員会報告事項)

○設置

S 5 3 年策定「葛川地区振興整備計画」

グリーンスポーツ施設（林間キャンプ村）整備構想

S 5 9 年 大津市立「葛川森林キャンプ村」開設

自然と親しむことにより市民の保健休養の機会を創出、健康増進を図り、林業振興に資するため、林業構造改善事業により設置

○運営

市内外からの利用により森林レクリエーション施設として葛川地域のまちづくりに寄与

○施設の運営形態の抜本的な見直しの必要性

- ・施設の老朽化による大規模改修の必要性
- ・収入及び利用者の減少による指定管理料増加の見込み
- ・多様化するキャンプ需要に対応できていないこと
- ・指定管理期間が令和3年度末をもって満了となること

これらのことから施設を一旦休止し、施設の今後のあり方を検討することとした。

【参考2】事業スケジュール

(令和5年3月24日 生活産業常任委員会報告事項)

令和4年8月

サウンディング
調査

【結果】
・オートキャンプ場
・資金回収に20年
・事業計画に2ヶ月

令和4年10月～

事業者
公募

【現場見学会】
3者参加
【応募】
2者

令和5年1月

候補者選定

【庁内審査委員会】

副市長 1名 関係部長 2名
関係所属長 2名
関係者:公認会計士 1名

【森林整備推進審議会】

学識経験を有する者 1名
事業者団体から選出された者 2名
関係行政機関から選出された者 2名

令和5年2月

仮契約

①実施に関する覚書
②市有財産有償貸付
仮合意書
③建物及び工作物の
譲与仮契約書

令和5年2月～3月

2月通常会議

【設置管理条例廃止】
【一部財産無償譲渡】

令和5年3月～4月

本契約

上記①②③契約
+
事業用定期借地権
設定契約

財産処分承認

令和5年6月

6月通常会議

【一部財産無償譲渡】

令和5年度中

施設整備
及び
事業開始

▶ : 現在の進捗点

【参考3】 契約相手方について

(令和5年3月24日 生活産業常任委員会報告事項)

○契約相手方

株式会社かもしかりゾート・滋賀南部森林組合共同によるキャンプ場を利用した
葛川地域活性化及び森林振興事業体

代表事業者 株式会社かもしかりゾート（滋賀県甲賀市）

○契約期間

令和5年5月1日からの25年契約。期間延長に係る特約あり。

○事業内容(概要)

- ・オートキャンプ場、通年営業
- ・6年目以降に温浴施設稼働、ドッグラン設置
- ・サイト数 : 当初55、6年目以降95
- ・ターゲット : 二・三世代ファミリー、個人、グループ
- ・利用見込 : 15,840人、6年目以降41,040人
- ・貸付料年額 : 2,462千円、協力金年額 : 800千円
- ・既存建物 : 積極的な利活用
- ・従業員数 : 10人